

附属図書館における国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用に関する要項

(平成28年4月28日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、附属図書館利用細則（平成28年島大細則第8号。）（以下「利用細則」という。）第21条の規定に基づき、島根大学（以下「本学」という。）における国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(利用条件または利用対象者)

第2条 国立国会図書館から送信を受けた資料（以下「送信資料」という。）を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、利用細則第3条の第1号から第5号までに該当する者とする。

2 送信資料の利用を希望する利用者は、利用細則第7条第1項及び第2項に定める図書館利用証（本学の役員及び職員にあっては「職員証」、本学の学生（連合農学研究科の学生を除く。）にあっては「学生証」、本学の市民パスポート会員にあっては「会員証」）を提示しなければならない。

(利用目的)

第3条 送信資料は、教育研究又は学修の用に供することを目的とする場合に限り利用することができる。

(閲覧)

第4条 送信資料の閲覧を希望する利用者は、所定の申込書に必要事項を記入し申請するものとする。

2 図書館職員は、前項の申請があったときは所定の閲覧用端末によってログインし、閲覧可能とするものとし、また、利用者の閲覧終了後は、使用したブラウザを速やかに閉じるものとする。

(複写)

第5条 利用者は、教育研究又は学修のため必要があるときは、送信資料の複写を申し込むことができる。

2 送信資料の複写を希望する利用者は、所定の申込書に必要事項を記入し申請するものとする。

3 図書館職員は、前項の申請があったときは著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の範囲内であることを確認し、図書館の管理用端末を用いて複写を行うものとする。

- 4 複写料金等に関し必要な事項は、附属図書館における予算付替による文献複写要項及び附属図書館文献複写要項（平成28年4月28日附属図書館長決裁）を適用する。

（禁止事項等）

第6条 利用者は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 閲覧用端末を館外に持ち出すこと。
- 二 閲覧用端末に利用者が持ち込んだ機器（ノートパソコン又はUSBフラッシュメモリ等の外部記憶装置等）を接続すること。
- 三 閲覧用端末の画面をカメラ等で撮影すること。
- 四 画面キャプチャ、スキャニング又は資料の電子ファイルを取得すること。
- 五 ID・パスワードを不正に入手すること。
- 六 不正な印刷、画像の不正ダウンロード等を行うこと。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 島根大学学術情報機構附属図書館における国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用に関する要項（平成26年10月1日学術情報機構附属図書館長決裁）は廃止する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。